

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

国は6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。

高山市も独自の総合戦略の策定に取り組んでいるところであるが、その円滑な実行のためには国の情報支援や人的支援とあわせて、戦略に基づく“地域発”の取り組みを支援するため、地方財源措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や平成28年度に創設される新型交付金など、継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となってくる。

よって、国においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

1. 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
2. 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源として確保、継続すること。
3. 平成28年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方の独自性に配慮すること。
4. 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど意欲のある自治体が積極的に取り組めるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

高山市議会